

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 令和4年1月24日（月）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（なみき18・19）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和4年1月24日（月）午前10時00分

## 1 会議録の承認

## 2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和4年「成人の日」を祝うつどいについて（結果報告）

国史跡 称名寺境内の平橋・反橋の再塗装について（報告）

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

## 3 審議案件

教委第41号議案 令和4年度歳入歳出予算案に関する意見の申出について

教委第42号議案 令和3年度一般会計予算案（2月補正）に関する意見の申出  
について

教委第43号議案 令和3年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について

教委第44号議案 横浜市職員定数条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第45号議案 横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償  
額の決定に関する意見の申出について

教委第46号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

## 4 報告案件

教委報第4号 横浜市学校保健審議会臨時委員の任命に関する臨時代理報告について

## 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。12月3日の会議録の署名者は、中上委員と四王天委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、12月20日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

○12/21 本会議（第4日）議案議決、追加議案上程・質疑・付託、追加議案議決

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、12月21日に本会議第4日目が開催され、議案議決、追加議案上程・質疑・付託、追加議案議決が行われました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

##### (2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○令和4年「成人の日」を祝うつどいについて（結果報告）

○国史跡 称名寺境内の平橋・反橋の再塗装について（報告）

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会臨時会から本日までの間の報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から4点報告をさせていただきます。

まず、1点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、2点目は、「令和4年『成人の日』を祝うつどいについて」、3点目は、「国史跡 称名寺境内の平橋・反橋の再塗装について」、4点目は、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について」報告をさせていただきます。私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等ございますか。

よろしければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」所管課から御報告いたします。

前田人権健康  
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。私からは、「新型コロナウイルス感染症への対応について」御報告をいたします。

資料1ページの「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」です。前回12月17日の報告以降の教職員の感染者は77人、児童生徒の感染者は885人、感染者が発生した学校は合計291校となっています。なお、1月20日現在ですが、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は484人、児童生徒の感染者は4,215人、計4,699人、感染者が発生した学校は500校となっています。学校からの報告を基にしました学校関係者の感染状況については、下の表やグラフのとおり、年明けから急激に増加をしています。

また、1月20日現在、小中学校で臨時休業は4校、学年閉鎖が1校、学級閉鎖は66学級となっております。

続きまして、「2（1）臨時休業に至った経緯について」の概要です。4校が臨時休業となり、その概要についてお知らせいたします。

ア A小学校では、複数の学年、学級で児童の陽性が判明したため休業といたしました。また、地域スポーツクラブに参加している児童が含まれていました。イ B小学校では、複数の学年、学級で児童の陽性が判明し、区福祉保健センターから全校児童の健康観察期間を指示されたため、休業としました。ウ C小学校では、複数の陽性が判明した学級を閉鎖し、集団検査を実施しました。結果を待つ間にも複数の学年、学級で児童の陽性が判明したため、区福祉保健センターの助言を受け休業としました。エ D小学校では、複数の学年、学級で児童の陽性が判明しました。同じフロアの学級の児童、また、放課後児童クラブ等に参加をしている児童の陽性も確認されており、感染状況の把握と拡大防止のために休業としました。

いずれも学級や学年等で複数の感染や体調不良者が短期間のうちに出ていましたので、感染拡大の防止のため区福祉保健センターと相談をして休業に至っております。私からは以上でございます。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。私から引き続き御報告を申し上げます。「2（2）学習保障について」ですが、休業となった学校では、一人一台端末を持ち帰り、健康観察やオンライン学習で活用しています。学校からは基本的にロイロノート・スクール、それから、Google Workspace for Educationを活用した課題の提示や送付を行っています。具体的には、教育委員会で作成いたしました「学習動画パッケージ」や「はまっこ学習デジタルドリル」の組み合わせや、学習支援ソフト「デキタス」を活用した学習、「NHK for School」を視聴して課題に取り組む学習、教科書の音読等の家庭での学習をロイロノート・スクールで提出するといった学習など、子供の発達段階や教科の特徴に合わせた取組となっております。また、学校のオンライン学習に対する取組が基本となっていることや、学校によっては朝学活、朝の会とも呼ばれますが、Google Meetで行うこと、1日を4校時に分けてオンライン授業を行うなど、子供の生活リズムをできるだけ壊さないような取組がされております。

続いて、「3 まん延防止等重点措置の実施期間中における市立学校の教育活動について」御説明いたします。

1月21日から2月13日までを適用期間として、神奈川県が「まん延防止等重点措置」の対象となりました。神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの

通知等を踏まえまして、市立学校における教育活動について主に次の内容について通知してございます。

「（１）感染拡大防止措置の徹底」ですが、学校では、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」及び次の感染拡大防止措置の徹底を図りながら、教育活動を継続するよう通知しています。

まず、健康観察の徹底としまして、日頃の健康観察を注意深く行い、のどの違和感程度の僅かな体調の変化であっても登校・出勤を控え、医療機関を受診。微熱があった場合は、熱が下がったとしても登校・出勤せず、医療機関を受診。必要に応じて有症状時は抗原検査キット、無症状時には無料PCR検査の活用の検討などを示してございます。また、手洗い、マスクの正しい着用、3密の回避、特に冬季であることを踏まえた換気といった基本的な感染予防対策の徹底についても引き続き依頼しています。

おめくりいただきまして3ページでございます。「（２）陽性者が判明した場合の対応」ですが、教育委員会による感染症対策として、次の①から③のいずれかの条件に該当した場合、該当した日から一週間程度、学級閉鎖等休業の措置としています。また、学校での活動の状況等を踏まえ、学校内で当該学級以外に感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、必要に応じて、学年単位又は学校全体の臨時休業を実施いたします。「①複数人の感染が判明した場合」、「②1人の感染が判明するとともに、複数人に発熱等風邪症状がある場合」、「③その他教育委員会が必要と判断した場合」でございます。

引き続きまして、「（３）感染リスクの高い活動の一時的停止」ですが、マスクを着用する等の感染症対策を講じてもお感染リスクの高い、資料の四角で囲んでございます活動は、まん延防止等重点措置期間においては実施を見合わせます。また、四角囲みの中でございますが、体育、保健体育の授業における留意点として、ガイドラインの徹底に加えて、まん延防止等重点措置期間においては可能な限り屋外での活動とすること、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けること、授業の前後における着替えや移動の際、その場合も感染リスクがございましたので、教師による説明の時間など、児童生徒が運動を行っていない場合、あるいは軽度の運動の際は可能な限りマスクを着用することとしてございます。

「（４）遠足（旅行）・集団宿泊的行事について」でございます。神奈川県教育委員会からの通知により、まん延防止等重点措置期間中においては、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから延期又は中止として、宿泊を伴わない校外活動のうち県境を越えるものにつきましては、同様に延期又は中止といたします。

「（５）部活動」でございます。神奈川県教育委員会からの要請を受けて、まん延防止等重点措置期間中は、原則として校内における活動のみとしています。感染拡大防止の措置を講じて、次のとおり実施可能とはしてございます。活動日数は週4日以内、それから、活動時間は平日2時間以内、土日祝日は3時間以内。それから、まん延防止等重点措置期間中は次の活動は見合わせます。朝練習、他校との練習試合、合同練習及び遠征や泊を伴う練習、身体的接触を伴う活動や、近距離で大きな声を発するような活動、激しい呼気を伴う活動等感染リスクの高い活動。なお、米印にありますが、大会等につきまして、関東、全国大会等は参加可能とはしてございますが、県大会につきましては、まん延防止等重点措置期間中は延期又は中止となったと聞いています。

おめくりいただきまして「（６）その他」ですが、高等学校におきましては、始業時刻を30分程度遅らせる等の時差通学及びそれに伴う短縮授業を実施してい

ます。また、特別支援学校は、時差通学や短縮授業等、各校の実情を踏まえて対応してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。相当なペースで増えているということが最初のページの表からも分かりますし、更にこれが増えるということが予測されるということだと思えます。3ページの「(2)陽性者が判明した場合の対応」ということ書かれていますけれども、1人以上、2人以上感染が判明した場合は臨時休業を必要に応じて単位を決めてするということになっていることを踏まえると、かなりの学級閉鎖、学校閉鎖が今後起きてくるのではないかと危惧しております。それだけではなくて、教職員の感染がこれだけ増えているということと、教職員の家族、例えば教職員の子供が濃厚接触者に認定されたり、感染したという場合もあることを考えると、2ページにある学習保障を考える人というか、設計する人が急速にいなくなってしまう、それがどのタイミングで起きるか誰も読めないということになってしまう、結果、子供たちの学習保障を誰がどういうふうに考えていけるのかということは今すぐに考えなければいけない状況なのではないかなと思います。そこで質問なのですが、学習保障についてもいろいろな実践が今あるということでしたが、基本的にカリキュラムを作って、休業中、何の課題を出して、どのようにやるかということを考えているのは、担任の先生を前提としているという理解で合っていますか。

石川学校教育  
企画部長

ありがとうございます。今の御質問のお答えとしては、学校単位で考えているということであろうと思えます。担任個人ではなく、担任の体調も悪くなるケースもございますので、学校としてということだと思えます。

今回まん延防止等重点措置の通知は出ささせていただきましたが、それに先立って1月14日時点で各学校に通知をしてございまして、まだここまでは拡大していない状況でしたが、これから先に想定される、休業となった場合の児童生徒の学習について、感染拡大防止の観点からプリントの配布回収等ではなく、一人一台端末を持ち帰ってオンライン学習、オンライン授業、あるいは健康観察等を行うため、日頃から教職員、児童生徒、各家庭がそういう操作に慣れている、活用に慣れておく必要があるので、事前の準備をお願いしますということ、まずは通知をさせていただきました。それ以前にも、学校再開以降、分散登校が終わった時点でも、今後こういうことも想定されるので準備はしておくようにということについては、学校には再三お知らせはしているところでございます。とはいえ、この時期に来ますと、学習内容が4月当初とは違いまして、いろいろな学校によって特色ですとかバラエティーに富んでございますので、一律にするわけにはいかないの、各学校の校長の責任で各学校、学年ごと等で準備をするようになると思えます。

森委員

日々いろいろな連絡が学校にも入ってきている中で、その対処に加えて、いろいろな変更をしながら次の備えをするという、大変なことだとは思いますが、いろいろな学校でということ踏まえて、事前に早めに切り替えるとか、早めに慣れ始めるではあまりせんが、休業の可能性が非常に高いことを前提に、もう始めるフェーズに入ってきているのかという気はしています。ありがとうございます。

御説明いただいた「3（1）感染拡大防止措置の徹底」の「○健康観察の徹底」のところにあった「有症状時は抗原検査キット、無症状時は無料PCR検査活用の検討」というのは、「検討」という状況をもう少し説明いただけたらと思うのですが。

古橋教職員人事部長

教職員人事部長の古橋でございます。抗原検査キットの活用でございますが、教職員につきましては、既に学校に配布をしてございます抗原検査キットを、教職員の症状に合わせて活用してもらうということを通知してございます。

前田人権健康教育部長

児童生徒につきましては、先般、神奈川県教育委員会の方から各家庭に抗原検査キットを配布しています。こちらの方を状況に合わせて活用できる旨、周知しているところです。

鯉渕教育長

ほかにはいかがでしょうか。

四王天委員

これだけみんなが注意していても、拡大していくということに非常に憂慮するものではあるのですが、油断していなくても、り患してしまうというのが現実かなと思います。り患してしまったからには一日も早く回復を願うばかりなのですが、臨時休業、それから学級閉鎖などいろいろ学校では措置が取られています。その後、治ってからの再登校の判断のようなものはどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

前田人権健康教育部長

ありがとうございます。学級閉鎖等が増えてはいますが、基本的に情報等を区福祉保健センターと共有して対応しています。濃厚接触者特定が今遅れている状況ではありますが、教育委員会の方でもある程度学校の方と児童生徒の行動様や接触状況等を把握しそれらを区福祉保健センターに伝え、助言を得る中で休業措置を取っています。

今のところ濃厚接触者特定、又は、疫学調査が遅れることも視野に入れながら、5日から7日程度取るような形で学級閉鎖等休業措置を取っています。

開けるところについては、その有無について、区福祉保健センターとやりとりしたりですとか、7日を一つの目安にしていますので、学級のその後の感染状況ですとか、体調不良者等児童生徒の状況等がどうなのかという辺りを、学校と確認して開けるようにしています。

四王天委員

本人が登校して良いかどうかの判断というのは区福祉保健センターとの相談とどうか、区福祉保健センターの何かお墨付きとどうか、そういうものを頂いて登校するというところでよろしいですか。

前田人権健康教育部長

感染者の場合については、基本的に区福祉保健センターとやりとりしていただいていますので、こちらの方で体調確認をしていただいて出てくるという形になってございます。

鯉渕教育長

ほかにはいかがでしょうか。

中上委員

最近のオミクロン株の感染力はいろいろ報道されている以上に非常にスピードが速くて、私もテレビで国会中継だとか、各チャンネルを変えて、特に小学校の話題になったときなどはずっとチェックしているのですが、評論家と言います

か、専門家の方の中でも楽観論と、悲観論というのはちょっと言い過ぎかもしれないのですが、危機管理上、最悪の状態を想定しているということですから、当然の御心配かと思うのですが、いずれにしても、それぞれ専門家でも今回のオミクロン株は評価が分かれていますよね。

その中で特に重症化しないというようなこともいろいろな研究機関でも発表されていますが、ただ一方では、総数がこれだけ多くなれば、家族が全員感染して、家族に持病だとか高齢の方がいれば、重症化も今後増えて病床の状況も悪くなるだろうということは想像できます。今も報告があったように、学校の方では非常に厳しく最悪の事態を想定して、また、子供たちには本当に申し訳ないとは思いますが、部活や外での授業で引き続き指導をお願いしたいところです。とはいっても、聞いていますと病床の状況についても、夏ごろにあったように重症の人でいっぱいではなくて、軽症の人とか、場合によっては無症状の人まで病院に入院しているということで、何でもかんでも検査すれば良いとなって区福祉保健センターはパンクしているわけですよ。だから、その辺の見極めの中で、本当にリスクの高い人で10日という待機期間ですが、特に濃厚接触者の扱いがやはり悩ましくて、学校の先生が濃厚接触者になった場合、授業の学習保障ができなかったり、共働きの方も心配になって、逆に問題も出てきたり、いろいろな解決方法を、どれが良いかというのは国会の議論の中でも悩ましい問題で結論が出ない。

ただ、最近言っているのは状況によってピークアウトが近いという楽観論もありますし、状況によっては濃厚接触者の待機時間をもっと柔軟にやらないと学校が持たないということも今後想定されると思うのです。そこを教育委員会においては、文部科学省の基準なり、神奈川県との基準と調整して適切に行っていると思うのですが、何か見えていますと学校の判断にということ、学校に投げられてしまうケースが多いですよ。

そこで質問なのですが、学校長の判断は非常に大事だと思うのですが、地域によってクラスの様子が全然違いますから、今回のオミクロン株については学校長も正しい判断ができない場合もありますよね。学校の判断と、教育委員会の指導と言いますか判断と、反することが当然出てくるケースもあろうと思うのですが、そういうので判断した場合はどういうふうに調整されているのか、そこをお聞きしたいです。

前田人権健康  
教育部長

ありがとうございます。おっしゃるとおりとても悩ましいところかと思っています。子供たちを抱えている学校にとってみると、いかに教育活動の営みを止めないでやろうという気持ちを持って関わっていただいています。

一方、私どもの方は、学校での感染拡大をとにかく防止するというのを第一目標にやっていますので、その視点でお話しすると、先ほど報告させていただいたルール、学級の中で2人以上出たときの学級を閉じていこうという考え方の下、そういったことを基にしながら、学校長とも相談をさせていただいて、そして、休業等の判断をさせていただいています。ただ、数が大分多くなってきていますので、その辺りも学校にとって不安にならないように、分かりやすくしていきたいと思っています。

木村委員

ありがとうございます。意見と質問を一つずつ。まず、よく「語るは理想、やるべきは現実」と言われますよね。やはり私たち教育委員会は評論家になっては駄目で、やはり現場がどうなのか、現場に応じて何ができるかが大事で、今様々な事案の中で一生懸命対応してうまくいっているのかなと思っています。今後、

最悪のことを考えたときに、一昨年のように一斉臨時休業となった場合にも、かつての経験も含めて、更に学習ビデオ等を作っているのですが、これは一気に対応できるようなことは準備をしていると考えてよろしいのでしょうか。これは質問です。

石川学校教育  
企画部長

ありがとうございます。木村委員がおっしゃったように、国は基本的にはそれはないようにとは言っていますが、全校が一気に休業になるようなことも、場合によっては考えられないこともありません。私たちも備えなければならないので、今、学習動画パッケージやドリルなど様々先ほど申し上げたような対策をしていますが、この上に何ができるかということ、実は今検討してございますので、また御報告をさせていただきたいと思っております。

木村委員

ありがとうございます。先ほど、「語るは理想、やるべきは現実」と言いましたが、現実で問題があったときに、しっかりと理想や理念などがなければ対応できませんので、ぜひそういった取組で最悪のことも考えた準備というのをお願いしたいと思います。以上です。

大塚委員

オミクロン株の急増で学校の方も苦勞していますし、支える教育委員会の方も全力で取り組んでいるということで感謝していますが、実際、学習保障で子供を大切にしたい取組をしているなどということはすごくよく伝わってまいります。GIGAについても、各学校の力量というのでしょうか、そういうのも進化していていますし、子供たちもタブレットの扱いに随分慣れてきているなどというのを感じています。

ただ、現実に関今、家庭の中で学びを進めていくとなったとき、家庭の実情というのが本当に一軒一軒で違います。ですから、保護者の困り感というのですか、そういったものというのはどのように情報収集していらっしゃるかというのを一つ教えていただきたいです。

石川学校教育  
企画部長

ありがとうございます。大塚委員のおっしゃるように、家庭で学ぶとなると学校ごとにいろいろな状況は違うと思います。その場合には、やはり各学校で保護者の意見を聞きながら、何回かこのような経験があるものですから、分散登校の経験や一斉臨時休業の経験がございますので、その度に学校としては保護者の声を集めて、次々対処していると思っております。

例えばですが、小学校の低学年のお子さんにオンライン学習がどの程度できるかというようなことについても意見を学校は聞いていて、それに合わせた対応を今回も取るという話も聞いております。教育委員会としても、各学校が聞いたものをこちらの方でも聞き取りをして、次の手を考えたいと思っています。

大塚委員

ありがとうございます。恐らく、個々の担任の先生の苦勞とか、又は、学年、学校、組織の苦勞、個々の学校の工夫というのが様々されていると思いますが、できればそれが個々の範ちゅうで終わってしまうと、素晴らしいアイデアを実践していらっしゃるどころと、本当に現状の中で窮していらっしゃるどころというのが情報共有ができると良いなと思います。そういうキーになるところが教育委員会であっていただいて、できるだけ様々な工夫の発信というものを今後も続けていただきたいなというところで、一つ意見です。

それから、もう一つですが、オミクロン株の後遺症に関しては何か把握されている情報はございますか。

前田人権健康  
教育部長

保健所等ともやりとりはしているのですが、そういった情報は今のところこちらにも来ていないのが実際でございます。

大塚委員

そうですか。ありがとうございます。デルタ株の後遺症は随分伺っているのですが、今、学級閉鎖等が行われていて、五月雨式に子供たちがまた学校へ戻ってくる、お休みしているというのが繰り返されていくと思うのですが、できるだけ子供たちの後遺症の状況と現状把握、健康観察を丁寧にというところで、また、きめ細やかに対応していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。それでは、ほかに質問がなければ、次に「令和4年『成人の日』を祝うつどいについて」、所管課から御報告いたします。

渡邊生涯学習  
担当部長

生涯学習担当部長の渡邊です。「令和4年『成人の日』を祝うつどいについて」結果報告いたします。説明は生涯学習文化財課長から行います。

宮田生涯学習  
文化財課長

おはようございます。生涯学習文化財課長の宮田です。よろしく願いいたします。手元の資料を御覧ください。「令和4年『成人の日』を祝うつどいについて」の結果報告でございます。

まず、「1 式典の概要」です。「(1) 開催日・場所・時間」についてです。令和4年1月10日成人の日、祝日に行いました。場所は横浜アリーナ1か所で行っております。4回に分けて行っておりまして、いずれの回も定刻どおりに開催し、所定の使用時間は30分を予定しておりましたが、いずれの回も約25分程度で終えております。米印にありますように、昨年度に引き続き、本市のホームページにて式典映像をオンラインで配信いたしました。

「(2) 対象者・参加者・参加率」でございます。対象者は3万6,373人です。参加者は2万1,913人、参加率は60.2%でございました。各回ごとの対象区・対象者数・参加者数・参加率を表で掲載してございます。一番参加率が高かったのは第1回目で63.7%、一番少なかったのは第4回目で55.9%でございました。

なお、参考として、昨年度の実績、それから一昨年度の実績を載せております。昨年度は、緊急事態宣言下で開催された成人式でありました。一昨年度はコロナ禍前の状況の数字でございます。

「(3) 次第」でございます。記載のとおり国歌清聴から市歌清聴まで内容は昨年度と同じ内容でございます。ただ、清聴とありますように、国歌、市歌については歌うことはせずに聴いていただくのみという形を取っております。

米印にありますように、開場時より会場内外の大型ビジョンなどで感染防止対策と会食の自粛を呼び掛けております。

資料の裏面を御覧ください。「2 成人式における感染防止対策」です。5点ほどございました。

まず、「(1) 会場・式典開催時間の分散化」です。コロナ禍前までは1会場で2回開催でしたが、今年度は先ほど申し上げたとおり4回に分散して開催いたしました。

「(2) 式典のライブ配信」です。感染リスクを考慮して参加を見送る新成人のために、本市のホームページ上で式典をライブ配信いたしました。なお、当日のライブ配信は、4回の合計で1万8,607アクセス、アーカイブの動画は今月末まで公開をいたしております。

「(3) 国の感染予防ガイドライン等に基づく対策の実施」でございます「ア

入場券、市ホームページによる周知」ということで、来場者のマスク着用の周知、それから発熱時には参加しないことなどの周知をしました。

「イ 会場における対策」ですが、サーモグラフィー等による来場者の検温、会場内へのアルコール消毒液の設置、1席ずつ間隔を空けた着席、それから、式典終了後、各回の座席や共用部の消毒などを行っております。

「(4) 抗原検査キットの送付」、申込制でございますが、これは今回の新規の取組でございました。新成人の皆様が安心して式典に御参加いただけますよう、新型コロナウイルスの未接種者を対象に抗原検査キットを無料でお送りいたしました。配付件数は12月22日から1月3日の13日間で約2,500件です。また、申込勧奨のために動画を作成し、本市の公式ホームページやLINE等で広報を行いました。動画の視聴回数は、12月23日から1月3日の12日間で約1,500回の視聴がございました。

「(5) 式典前後の会食の自粛の要請」についてです。全国的に感染者数が増加しました1月6日から本市のホームページ、ツイッター、LINEで式典前後の会食の自粛を呼び掛けました。それから、式典当日も会場内外の大型ビジョンでの映像放映や、アナウンスを通じて新成人に呼び掛けを行いました。更に、市長の挨拶においても、新成人に対して式典内で直接、会食自粛を呼び掛けるなど、より強い働き掛けを行っております。

「3 式典の様子」でございますが、当日は、先ほども申し上げました感染防止対策を徹底して開催することができました。会場内での式典妨害行為等のトラブルはございませんでした。なお、横浜アリーナの会場外では、一部の新成人約200人ほどが路上で騒いだり飲酒行為を行っていましたが、警備員と、それから港北警察等の御協力によりまして指導を行っております。

簡単ではありますが、説明、報告は以上になります。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

中上委員

今回の成人式にあたって、生涯学習文化財課をはじめ、教育委員会事務局の皆さん、また、神奈川県警察や関係者の方に御協力いただきまして、周到的準備といたしますか、警備については非常に万全な体制を取られたかと思えます。私は15、16年ぶりに参加させていただいたのですが、その当時は会場内だけでも騒ぎを抑えるのが非常に大変で、舞台上に急に上がって来ようとしたり、飲酒で怒鳴っていたり、いろいろ苦勞したのですが、それから比べると非常に整然としていて、終わってからも周囲を見て回ったのですが、元気の良い若者が一部いましたけれども、それでもそんなに騒いでいなくて、昔からすると皆さんの事前の準備、警備も、新型コロナウイルス感染症対策も抗原検査キット等の取組も他都市に比べて先進的に対応されましたし、準備と実施では非常に整然とできて良かったなと思っております。

ただ1点、欲を言いますと、着席までの時間にいろいろな方からのメッセージが出ていましたね。それとか、冊子にお勧めする読書の本など掲載されていて、ああいうのは非常に良いアイデアだと思うのですが、更に欲を言えば、せっかくの機会ですから、式典前の流すところに、今、SDGsだとか、社会貢献、社会参加ということもうたっているわけですから、何かそれに対してきっかけの発信になるような題材をそこにも盛り込んでいただければなという、これは希望です。いずれにしても、準備の実行委員の方も今まで学生が多かったところを、社会人や障害者の方も入って、挨拶されたり、非常に中身も良くなっているなと思いました。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

鯉渕教育長

ほかに。

四王天委員

私も2回目に参加させていただいて、粛々と進行し、良識ある二十歳がたくさんいるのだなということに非常に感心いたしました。

さて、次の話なのですが、民法の改正で4月より成人年齢が変更になります。来年に関しましては、対象年齢の設定などはどのようにお考えになっているのか、もし方向性でもあればお伺いしたいなと思います。

渡邊生涯学習  
担当部長

本市では、改正民法施行後の成人の日を祝うつどいについて、2年ほど前になりますけれども、市民アンケートや関係団体から意見聴取を行いました。今までどおり20歳を対象として実施すべきという回答が一番多かったことがございます。それから、仮に18歳を式典の対象とすると、新成人の皆様の多くが受験ですとか、あるいは、就職活動の時期と重なって参加しにくくなるということがございます。こういった理由から、成人年齢引き下げ後は、成人として社会的責任を改めて自覚して、横浜市への愛着を深めるなどの重要な場ということで、現行どおりの20歳を対象として式典を実施するという結論を出しております。

四王天委員

20歳という年齢がどのような意味を持つてくるのかということで、では、それはずっと永続的に20歳での祝う会のような形で成人の日を祝うつどいを執り行うというお考えでしょうか。

渡邊生涯学習  
担当部長

アンケートと、有識者から御意見をいただいて、それで判断したものですので、取りあえずしばらくは、20歳を対象に行うつもりです。

ちなみに、他都市の状況を見ますと、同じようにやはり20歳がほとんどでして、インターネット上の情報ですけれども、18歳を対象に式典を行うというのは2市だけということで聞いております。

四王天委員

確かに、ちょうど受験の機会と重なってしまうということが、非常に時期としては難しいかなと思うのですが、だから今後、成人が18歳という意識がこれからもっともっと世の中高まっていくのではないかと思いますので、それにも十分対応していけるような、世の中の流れをよく見ていただけたらなと思います。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、「国史跡 称名寺境内の平橋・反橋の再塗装について」所管課から御報告いたします。

渡邊生涯学習  
担当部長

「国史跡 称名寺境内の平橋・反橋の再塗装について」報告いたします。説明は引き続いて生涯学習文化財課長の宮田から行います。

宮田生涯学習  
文化財課長

お手元の資料を御覧ください。「国史跡 称名寺境内の平橋・反橋の再塗装について」の報告でございます。金沢区にあります称名寺境内は、大正11年に国史跡に指定されまして、その後、昭和47年に周辺区域が追加で指定をされました。大正11年は、西暦で直しますと1922年です。今年は2022年でございますので、ちょうど指定から100年の節目の年になります。横浜市が昭和53年度から昭和62年度にかけて実施しました庭園苑地保存整備の一環として、昭和60年度に平橋、61年度に反橋の復元架橋が実施されました。苑地というのは、池がある庭のことで

す。写真にございますように、右側の橋が反った形ですから反橋、中ほどにありますのが平橋ということでございます。

その後、経年劣化による橋の腐朽により、平成19年度に平橋、20年度に反橋の復元整備、そして、平成30年度、4年前になりますけれども、塗装改修工事を行いました。日常管理の方法や天然素材由来の顔料を使用した塗装等の影響で、橋の一部塗装が剥がれており、退色している状態だったため、令和3年度には腐食の調査と、再塗装を行っております。

「(1) 朱橋の現状調査の概要」です。朱橋、これは朱色に塗られた平橋、反橋のことでございますが、腐食調査として現状調査を行いましてその概要でございます。国史跡内の構造物の調査であるため、破壊を伴わない非破壊での調査を行いました。非破壊というのは物を壊すことなくその劣化の状況を調べる調査の仕方でありまして、目視での調査ですとか、打音調査と言いまして打診棒を使用した腐食状況調査、それから塗装の退色調査を実施いたしました。その調査結果の報告書を何点か抜粋したものですけれども、まず、橋脚ですとか、橋桁など、橋の主要な部位の構造的な強度の低下については、大きな劣化は確認されませんでした。

2点目、特に橋脚、床板での劣化は、来訪者の安全に関わる場所ですので、今回の簡易調査では劣化は確認されなかったということで、これは良かったと思います。

3点目、前回の再塗装工事は平成30年度であり、施工後3年ほどで現状の劣化に至っていることになっております。次回の塗装工事においては、1番目には耐久性の向上も検討した上で材料の選定をすることが重要であること。また、耐久性のみでなく伝統的な色調を再現し、復元当初の発色となるように顔料の調合を工夫することが必要であることが指摘されております。

4点目です。自然の木材を材料としている橋梁であるため、一定期間ごとの架け替えの必要は免れません。その期間の延長をいかに図るかが検討の留意点となります。

先ほど、冒頭の説明で経年劣化による橋の腐朽ということで、大体22年から23年で全部再度架け直したという経過を御説明しましたが、現状の橋は、前回の架け替えから、今現在14年から15年ぐらい経過しているものでありますけれども、調査報告によりますとまだまだ安全性はあるということでございました。

裏面を御覧ください。「(2) 朱橋の再塗装の概要」です。こうした腐食調査報告書をもとに文化庁と協議を行いまして、耐久性や伝統的な色調を考慮し、塗料を変更いたしました。

前回の塗料は、下塗りの塗料に水銀朱、紅柄、光明丹と言いまして、天然に産出する水銀や鉄、鉛などの鉱物から作られる顔料をベースに、古来から使われたものを使用していました。ただ、その欠点と言いますか、あまりもたないという状況がありました。

そして、今回は、オスモカントリーカラーという鳥居色のものを1種類だけ使ったのですが、これは植物油ベース、ヒマワリや大豆、アザミなどの花の植物油ベースの自然塗料で有害な化学物質を含まないものです。特徴としては、調色が可能で、調色することにより従来の色彩も再現可能ということと、それから、表面に樹脂の塗膜をはるのではなくて、内部に深く浸透するものです。樹脂のようなタイプのものを使ってしまうと、木本来も調節機能を持って呼吸をしますので、塗膜をはることによって木の割れを生じてしまうということがあります。それは避けたいということですが、このオスモカントリーカラーはそういったものではなくて、内部に深く浸透するものであるということでございました。

そして、この塗料の他都市の史跡の使用例を申し上げますと、世界文化遺産である富士山の構成要素の一部であります。山梨県に北口本宮富士浅間神社というのがございます。その大鳥居部分で使われた実績がございまして、2年前に同じカラーで塗装しましたけれども、2年たっても退色がないということがありました。そういった文化庁との協議を行った塗料を使いまして、写真にございますように新しくよみがえったということでございます。ちなみに、塗装費用は約730万円ほどかかっております。説明は以上でございます。

鯉淵教育長 説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

中上委員 今回のこの橋の塗り替えで、いろいろ今説明があったように、限られた予算の中、非常に工夫されて復元されたと思えました。しかも国史跡に指定され100周年の節目と、初詣に合わせてタイトな日程の中で復元されたとお聞きしています。いずれにしても、塗装は10年に1回で、架け替えが20年に1回でしたか。これは伊勢神宮なども20年に1回遷宮が行われますが、専門の職人さんや伝統芸能を守っていくという意味合いもございまして、予算はかかるかもしれませんが、日本のこういう伝統文化をぜひ再現なり保存して、引き続き生涯学習文化財課の方に努力をお願いしたいと思います。以上です。

鯉淵教育長 ほかに御意見ございますか。  
ほかに御質問がなければ、次に、「いじめ防止対策推進法第28条1項にかかる重大事態の調査結果について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康教育部長 人権健康教育部長の前田でございます。いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果がまとめ、いじめ問題専門委員会から調査報告書として提出されましたので報告をいたします。詳細は所管課長の加納より報告申し上げます。

加納人権教育・児童生徒課担当課長 人権教育・児童生徒課担当課長の加納と申します。よろしくお願いいいたします。いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について御報告いたします。横浜市いじめ問題専門委員会から調査報告書が提出されましたので御報告となります。報告件数は、小学校における事案1件となっております。

それでは、まず事案の概要について先に御説明をさせていただきます。お手元の資料「いじめ防止対策推進法第28項第1項にかかる重大事態の調査結果について【公表版】」を御覧ください。

〈当日配布資料「いじめ防止対策推進法第28項第1項にかかる重大事態の調査結果について（t小学校）【公表版】」に基づき説明〉

鯉淵教育長 説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員 御報告ありがとうございます。本事案において、児童の方が心身をととても痛めているながら日々を過ごしていらしたということ、この報告書からも伝わってくる部分があります。この中で私がポイントかなと感じていることは幾つかありますけれども、中でも6ページの「(ウ) a」の最後の3行のところ。「障害特性や発達段階が異なる児童間で起きていることを形式的にいじめの被害者と加害

者との関係だけで捉え、画一的ないじめ対応を行うべきではなかった」というところが本当のポイントではないかなと思います。

個別支援学級では、特に特性に応じて個別の指導が行われていると思うのですが、それ故に、各担任にそういったいろいろなことが委ねられていってしまうということがあると思います。こういった個別支援学級で起きたことについて、学校いじめ防止対策委員会もありますので、そうした場でしっかりと学校長のリーダーシップの下、情報共有がされていくことと、対策が練られていくということ、これの徹底を改めてお願いしたいと思います。

加えて、こういったことをしっかりとアセスメントしたり、情報共有したりですとか、担任間で話し合ったりする時間と環境の整備を、これは教育委員会としてもっとやらなければいけないところだと思いますので、ここは引き続きよろしくをお願いします。

あと、もう一つ、保護者の方からのいろいろな困り感の御相談もあったと思います。こういったことに対して、早期に寄り添っていくということスクールソーシャルワーカーですとか、スクールカウンセラーですとか、いろいろな方がチームでやっていくということ、これは毎回の話になりますけれども、そこを連携しながら、学校だけではなく、改めてお願いしたいと思います。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということでよろしいでしょうか。

木村委員

ありがとうございました。多岐にわたっていろいろあるのですが、1点だけ、10ページの(5)でありますけれども、個々の教諭がそれぞれの判断とか、いわゆる学校長のリーダーシップがしっかり示されていなかったというのは大きな問題だと思っています。ここで「一方的な関わりとなり学校の主体性を弱めた」とありますが、管理職がしっかりリーダーシップを示して総合的にできないのであれば、もっと教育委員会からの指導とか対応を強めても私は良いのかなと思っています。

やはりこういった学校の様々ないじめを含めた問題というのは、よくチーム学校と言われていますが、本当にチーム学校は、形だけでなっているのか、全てに総合力で当たるというのがこれからの教育だと思っています。かつてのように、タフネスで一人で全部賄う、そんな時代ではない、それぞれの分野があって、それぞれの学年、そして総合的にどうまとめるかということが重要だと思います。こういったことができないと、被害者とされる子供、あるいは、加害者と言われた子供、双方に様々な問題が起きてくると思いますので、ぜひここら辺はいじめだけではなく管理職の養成とか研修とか様々なことが重要になってくると思います。

全てにおいて思ったのですが、情報の共有がされていないということが一番の問題かなと思います。つまり、チームと言いながら隣で何が起きているか全く理解していないということは、これは大変問題があると思うのです。ですから、こういったところはぜひ、今後どんどん指導していくべきかなと思います。個別支援学級の授業は、大体ティーム・ティーチングですよね。ティーム・ティーチングがどう機能していたのか、ものすごく気になるところです。ですから、ここで何か分かれば全体で学校管理職にいくと思いますので、私は一方的な関わりでうんぬんというよりも、もっと徹底的にやった方が良いと思います。

(5)のところで「学校の主体性を弱めた」とありますが、主体性を待っていたら遅いと思っています。子供たちに主体的、多様な学習の仕方がありますが、学校はこういったことが起きたときに主体性を待っていたのでは、事が遅過

ぎますのでぜひ、未然に防ぐ、現在がこうであればどうするか、今後どうするかという、そういったフェーズをしっかりと考えた対応をもっと積極的に私たちも関わっていくべきなかと思っています。これも意見です。

鯉渕教育長

どうぞ。

大塚委員

ありがとうございました。今もいろいろな思いを抱えて学習に取り組んでいる子供の姿があるかなと思うのですが、私も現場にいたものですから、やはり何が弱かったかなというところできくと、まず法のいじめの適切な認知というところが、本当に現場として、いじめなんだということが大きくなっていくと、個々に取り組んでいた教員たちもだんだんと慌ててしまう、焦ってしまう、サイクルが坂道を下って行ってしまいうような、そういうような不安感というのが出てくるのです。学校現場は、「報・連・相」という言葉は本当によく浸透していて、報告、連絡、それから相談を徹底しましょうと、ただ、すごく難しいと思うのは、いつ、この事態が進んでいく中のどの時点で報告をするのかとか、連絡をするのか、相談をするのかという、その見極めというのが、やはり個々の当事者に任されているというのが現状だと思います。

ちょっと余談になってしまいますが、小学校の調理員から、調理していた際、切り取ったビニール片がなくなってしまった、ではそれをどうしようかという、まず個人で探す時間が必要、それから、チームで探す時間が必要、「どうする？みんなで探したけどないよ。」ここまで頑張ったら仕方がない、管理職に言おう、この3段階を決定するまでの時間というのがやはり勝負なのです。そうすると、一人で「無いよ」となったときに管理職に言っているのと、みんなで探して「無いよ」というときに管理職に言うのでは、まるでその後の対応が変わってきてしまうということ。そういうのを調理員から教えていただいて、「だからいつ報告するかというのは、私たちにとってもすごく重要なだよ」ということをお話いただいたのです。ああ、そういうことも困っていらっしゃるのだなということ初めて分かったときがあるのですが、そういった点で言えば、こちらに書かれている個々の教員は記録も取っていたし、それから、個々の判断で全力でやっていたということも伝わってはきます。ただ、これだけ組織で、チームで、と言っている、管理職に届くまでの時間というものが早められなかったところからすごく大きな課題だということになりますと、やはりこれからこの事案が今まだ進行中ですし、これが一つの終結を見るところに来てはいますけれども、一つの傷ついた子供たちの事例から、やはり私たちは同じ失敗を繰り返さないように、いかに学んでいくかということは非常に重要。

そういった意味で、研修になっていくと思うのですが、今後もやはりこの事例を分析して、初動とは何なのか、初動の具体を全ての教職員がきちっと理解していくこと。「報・連・相」というのは、いつ、誰がという、本当に細やかで些末なことなのだけれども、それを一人ひとりが理解していくこと、そして共通に情報共有をするということがいかに迅速に行われるかということ徹底していくというのは大事ななと思います。要望です。

鯉渕教育長

御意見ということで、よろしいでしょうか。

四王天委員

今回のケースは、一般学級ではなくて個別支援学級でも起こり得るのだなということを改めて身に染みて感じた次第なのですが、個別支援学級の生徒というのは、やはり行動特性が一般と少し異なる、それから、様々な衝動があったり、そ

の表現方法だとか、非常に難しい面があると思うのですが、これを担当する教員は、そういうのをきちんともとから理解しているか、アセスメント力がまだ不足しているという御指摘もありましたが、そういう行動特性があるということをきちんと勉強しているか。強いて言えば、特別支援教育の免許を取得した教員が担当しているか。ほかの部分、地域などでは専門家、SSWとかが出てきますが、教員自体がきちんと専門性を持っているかどうかというところが一つ挙げられるのかなと思います。

多分、教員も人材不足で、全員が免許を持った方たちではないかなとは思いますが、その辺のところをもう少し手を入れていただくとか、重視していただくことができれば良いかなと思います。実態的には分かりませんが、全員が本当はもしかしたら免許を持っている方たちなのかもしれないですが、その辺のところは少し手を入れられる余地があるかなと思います。

前田人権健康  
教育部長

四王天委員、ありがとうございます。特別支援学校の免許という捉えでよろしいですよ。

加納人権教育・児童生徒  
課担当課長

ありがとうございます。御質問いただいた教員の免許も含めてですが、専門性の向上というところがポイントかと思えます。

免許につきましては、横浜市、小学校全体にはなりますが、個別支援学級の担当教諭の中で特別支援学校の教諭免許を保有している者の割合は約30.8%ぐらいでございます。全国平均も32.6ということですので、ほぼ同水準であろうかと思えます。背景としては、やはり特別な支援を要する児童生徒が増加してきているということで、どうしても一般学級を担当していた教員が個別支援学級を担当するという状況もあるかと思っております。保有率を向上させていくということと併せて、四王天委員の御指摘のように専門性を向上させるという意味では、発達障害に関する研修ですとか、指導方法に関する研修、そういったことを充実させていくことで専門性の向上には取り組んでいるという状況でございます。

四王天委員

30.8%というのに、私は本当にちょっとびっくりした数字なのですが、よくそれで不安なくできるなという。先生方も多分不安だと思いますので、どうやったら勉強できるのか、その機会をこちらの教育委員会として提供できるようにして、どんどん専門性を高めるようにしていかないと、またこういうことが起きるのかなと思います。

あと、もう一つは、木村委員がおっしゃったように、校長のリーダーシップということですね。これがその空間で起きたことの最終責任者は、校長であるということの自覚をきちっと持って事に当たっていただきたいなと思います。このいじめ問題だけではない話なのですが、校長の自覚、学校の最終責任者であるということをしっかり意識してもらいたいなと思いました。以上です。

中上委員

今、各委員の皆さんの意見に私も非常に納得するところがあるのですが、重ならないようなところで一つ意見を言いたいと思います。

今回の件は、御説明があったように、個別支援学級の児童生徒間で、第三者の委員会等でもいじめを訴えた行為のいじめの判断といいますか、そこら辺が非常に苦労があったというか難しかったとお聞きしています。先ほど言いました15年から16年前のいじめのときと今では、いじめの定義が非常に大きく変わってきていますので、私も平成25年の定義を見たときはびっくりしたぐらい非常に手厚く、対応についてはいじめ防止対策推進法も整備され、スクールカウンセラー、

ここにありますが、今回はスクールスーパーヴァイザーのところまではいかなかったのですが、それでも昔に比べてSSWだとか、各先生方のスキルが非常に上がってきていますよね。いじめ防止対策推進法的にも整備されてきています。それをやはり考えると、今お話があった専門性をいかに人材育成していくかというのが非常に大事だと思うのですが、この報告書にありますように、今後、いじめ防止対策推進法を生かした再発防止というか、人材育成の研修の素材にどう取り入れていくか。いろいろな場面で、個別支援学級に対するニーズも非常に今高まってきていますし、レアなケースかもしれませんが、今後必須の事項だと思うので、今回の報告でも率直に反省点も含めて指摘されていますが、これをいかに生かしていくことがやはり今後の再発防止につながるのかなと思います、それが1点。

2点目は、私も区役所におりまして、今度は地域から見たときに青少年指導員や、体育指導員など、子供に関わる学校支援をいろいろ担当されている方が、いじめの定義について、まだ知識が追い付いていないのです。広報が足りていないのです。昔であれば当たり前のことで平気でも、今は、こういう障害を持つ方に対して非常に配慮した支援を行うというような、こういう研修がまだ地域では足りないような気がしますので、私がいじめのイベントに参加したときに、青少年指導員のネットワークなどいろいろな外部の人たちと、学校だけではなくて、総がかりで取り組んでいくというキャンペーンをされていましたが、そのとおりだと思うのです。報道でいじめ問題が大きく取り上げられて、地域の人たちも今、関心をもっていますので、その方たちがもっと分かりやすいいじめの定義、あと配慮しなければいけないこと、地域と保護者など、地域が応援してあげなければいけないこととか、そういうのもまた教育委員会としていろいろ研修の講師派遣だとか広報だとか、やはり強化していただきたいなと思います。以上です。

木村委員

一つだけ質問があるのですが、当該児童、関係児童の聞き取りは、本人たちのから聞いたのですか。あるいは、本人たちは無理で保護者が介した形での聞き取りなのでしょうか。教えてください。

加納人権教育・児童生徒課担当課長

当該側の児童については、やはり精神的なショックも大きいということで、なかなか聞き取りが難しい状況でございました。関係側の児童については、お一人からは聞き取りができて、お一人はできなかったという状況でございます。

木村委員

はい、分かりました。結構です。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。

大塚委員

弁護士への相談ということが書かれていますが、学校長は直接弁護士とやりとりすることが行われたのですか。そこを確認させてください。

加納人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。弁護士の相談につきましては、教育委員会事務局の学校教育事務所の方が相談をしております。その相談で得られた弁護士の見解を教育事務所の指導主事の方から学校へ伝えているという状況でございます。報告書では、見解をそのまま伝えるだけではなくて、この事案に即してこの見解を踏まえて、具体的にどういう対応をしていくべきかということまで含めて、よく学校と共有しながら指導、助言すべきだったのではないかという指摘を受けている

ところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。

前田人権健康  
教育部長

補足でございますけれども、弁護士との相談、学校長とのやりとりですが、この事案以降、現在では学校教育事務所の方で校長の方から弁護士と直接相談もできるような形にはしています。

いずれにしても、いわゆる法の部分のリーガルマインドのところもそうでしょうし、今、委員の皆さんから御指摘があったような、カウンセリング等、様々なマインドを持って校長は子供たち一人ひとりに向き合っていかなければいけないと思っています。一人ひとりの「一人」を大事にするのだと、今回の報告にもありましたけれども、やはり目の前に困っている子供たち、その児童生徒一人ひとりを大事にするということを改めて確認しながら取組を進めていきたいなと思っています。

大塚委員

やはり、学校長の立場としては、弁護士から直接コミュニケーションを通して、今自分が、学校として取り組んでいることというのは法的に見たらどう見えるのかとか、そういった直接のやりとりというのは非常に得るところが大きいと思うので、そちらの方向で以降進んでいるということを知ったので、ぜひまたそれが継続されていくということが必要だなと思いました。ありがとうございます。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

次に、議事日程に従い、審議案件及び報告案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第41号議案「令和4年度歳入歳出予算案に関する意見の申出について」、教委第42号議案「令和3年度一般会計補正予算（2月補正）に関する意見の申出について」、教委第44号議案「横浜市職員定数条例の一部改正に関する意見の申出について」、教委第45号議案「横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」、教委第46号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、教委第43号議案「令和3年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について」は個人情報を含む案件のため、教委報第4号「横浜市学校保健審議会臨時委員の任命に関する臨時代理報告について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第41号議案から教委第46号議案及び教委報第4号は非公開といたします。審議に移る前に、事務局から報告をお願いします。

大塚総務課長

今後の教育委員会会議の日程でございますが、次回の教育委員会定例会は、2月4日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会につきましては、2月21日月曜日の午前10時から開催する予定です。報告は以上でございます。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、2月4日金曜日の午

前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、2月21日月曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第41号議案「令和4年度歳入歳出予算案に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

教委第42号議案「令和3年度一般会計予算案（2月補正）に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

ここで、60分の休憩とさせていただき、午後1時00分から再開といたしたいと思えます。

[休憩開始時刻：午後0時00分]

(休憩)

[再開時刻：午後1時00分]

教委第43号議案「令和3年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について」  
(原案のとおり承認)

教委第44号議案「横浜市職員定数条例の一部改正に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

教委第45号議案「横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

教委第46号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

教委報第4号「横浜市学校保健審議会臨時委員の任命に関する臨時代理報告について」  
(報告のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後1時52分]